# 仕様書

# 1 業務の名称

福島県南相馬原子力災害対策センター火災報知設備交換業務

# 2 業務の概要及び目的

福島県南相馬原子力災害対策センターに設置している火災報知設備を交換するに当たり、福島県(以下「発注者」という。)が、受注者の請け負う業務に必要な仕様について定めるものである。

# 3 業務の実施箇所

福島県南相馬原子力災害対策センター

所在地:福島県南相馬市原町区萱浜字巣掛場45-178

# 4 業務の期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

# 5 業務の内容

# (1) 交換設備

なお、設置場所の詳細は別紙のとおり。

なお、設置場所の詳細は別紙のとおり。 						
品名	数量	単位	既設の品番	新設する品番	設置場所	
差動式スポット型感知器 2種	1	個	NSP217EGA (日本ドライケミカル 株式会社製)	BV42208K (パナソニック 株式会社製)	1階 1個	
定温式スポット型感知器 1種防水型70°C	З	個	NST122ENA70 (日本ドライケミカル 株式会社製)	BV4141K (パナソニック 株式会社製)	1階 1個 2階 2個	
定温式スポット型感知器 1種防爆型70°C	6	個	FFH-2E (日本フェンオール 株式会社製)	FFH-2E (日本フェンオール 株式会社製)	1階 6個	
定温式スポット型感知器 特種60℃	4	個	NST017EGA60 (日本ドライケミカル 株式会社製)	BV40108K (パナソニック 株式会社製)	2階 4個	
定温式スポット型感知器 特種防水60℃	98	個	NST018ENA60 (日本ドライケミカル 株式会社製)	BV4030K (パナソニック 株式会社製)	地下免震棟 71個 地下1階 6個 1階 17個 2階 4個	
光電式スポット型感知器 2種	75	個	NSS220EGD (日本ドライケミカル 株式会社製)	BV454818 (パナソニック 株式会社製)	地下1階 1個 1階 33個 2階 29個 ハト小屋 4個 車庫棟 8個	
光電式スポット型感知器 3種	7	個	NSS313EGD (日本ドライケミカル 株式会社製)	BV455818 (パナソニック 株式会社製)	地下1階 1個 1階 2個 2階 4個	

## (2) 従事者の資格

受注者は、「消防設備士甲種第4類」の有資格者を本業務に当たらせること。

#### (3) 業務上の注意

(1)の設備を交換することによって必要となる消防提出書類の作成、届出については、消防法等に従って適正に処理を行うこと。

また、作業従事者の安全管理については、受注者が行うものとし、安全具の装着、安全教育を行う等して、作業安全に万全を期するものとする。

#### 6 適用法令

本業務の実施に当たり、本仕様書によるほか、関係法令に適合するものとする。

## 7 受注者の業務

- (1) 受注者は、本仕様書並びに発注者の指示書及び指導に基づき本業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 業務の実施に必要な水道、電力については、発注者が必要と認める範囲内で使用を認めるものとする。また、本業務に必要となる車両及びその他の機器等については、全て受注者において準備するものとする。
- (3) 業務の結果生じる廃棄物は、受注者の責任により処分するものとする。

#### 8 作業日時

受注者は、契約締結後速やかに発注者と協議し、実施日時及び工程を調整する。

なお、本業務の作業日時は、原則として発注者の勤務時間である平日午前8時30分から午後5時15分までとする。

これ以外の時間帯に実施する必要がある場合は、事前に発注者の了解を得るものとする。

## 9 疑義及び軽微な変更

- (1) 本仕様書において疑義又は不明な点が生じた場合は、発注者と受注者とが協議のうえ、解決するものとする。
- (2) この業務実施上必要となる軽微な変更は発注者と受注者とが協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。

#### 10 費用負担

本業務に必要な下記の事項に係る経費は、すべて受注者の負担とする。

- (1) 本業務中における機器及び施設に及ぼした障害等の復旧に要する経費。
- (2) 本業務に必要な移動、配送に係る経費(事故時の措置費用、燃料代を含む)及び旅費。
- (3) 本業務に必要となる機器及び機材等に係る経費。

### 11 提出書類

受注者は、以下の書類等を発注者に提出すること。

No.	品名	部数	提出時期	
1	業務実施報告書(任意様式)	1 部	業務完了届提出時	
	(写真、作業記録等)			
2	業務完了届(任意様式)	1 部	委託業務完了後	
3	その他、発注者が必要とするもの	1 部	必要の都度	

# 12 その他

- (1) 本仕様書は、業務の主要な項目を示すものであり、明記していない事項についても、業務を実施するうえで必要となる業務は一切含むものとする。
- (2) 受注者は、本業務において対象設備等に異常を認めた場合は、直ちに発注者に報告する。